

貸出に係る留意事項
(児童生徒用端末及びモバイルルーター)

- 新型コロナウイルス感染拡大等により一定期間にわたる臨時休業又は、出席停止等の措置となった際に、家庭でのインターネットを活用したオンラインによる学習支援を行うにあたり、インターネット環境が確保できない家庭を対象とした機器の無償貸出を、「令和 3 年度八尾市教育委員会 家庭学習 ICT 環境支援事業実施要綱」に基づき、以下の通り実施します。
- 児童生徒用端末については、八尾市立学校に在籍する児童生徒を対象とします。モバイルルーターについては、出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒または、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、一定期間にわたる臨時休業措置となった児童生徒のうち、インターネットの通信環境が整っておらず、Wi-Fi ルーターがなく、貸出を希望される家庭に貸出します。(当面モバイルルーターのみの貸出は実施しません。) なお、貸出の上限台数は1家庭につき1台です。
- 家庭への貸出期間は、新型コロナウイルス感染症に対応した長期にわたる臨時休業又は、出席停止等の措置となった期間の終了日までです。貸出期間終了後は速やかに貸出機器の返却をお願いします。またモバイルルーターについては、家庭にインターネット環境が整った場合には、速やかに貸出機器の返却をお願いします。
- 貸出機器の取り扱いについては、下記の点に注意してください。これらに適合せず又はこれらを守れない場合は、貸出をすることができません。また、貸出の途中で下記に反する使用が発覚した場合は、貸出を中止し、貸出機器の返却を求めます。

記

- 学校が認めた学習活動等（学習支援に係るコンテンツの視聴など学習に関すること）以外の目的で貸出機器を使用しないでください。本市において同機器の通信記録や、Web アクセスの履歴を調査・確認することがあります。
- 貸出機器には不適切なサイトへのアクセスを制限するフィルタリングを設定しております。フィルタリング設定やパスワード等の設定を変更しないでください。
- 貸出機器を他者に使用させたり、又は転貸（また貸し）したりしないでください。
- 個人情報等重要データを保存しないでください。
- 他のソフトやアプリケーションをインストールしないでください。
- ID、パスワード等の情報を他者に漏らさないでください。
- 貸出機器は、丁寧・適正な取り扱いをお願いします。精密機器につき、乱暴な取り扱いをすると故障等につながります。
- 家庭での使用の際に端末及びルーターを万が一、(水漏れ等による)故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、直ちに学校へ連絡し、「児童生徒用端末等故障届」または、「児童生徒用端末破損・紛失等届」を校長へ提出してください。端末及びルーターに係る実費弁償を負担していただく場合があります。
 - 故障と判断しても、勝手に修理しないでください。
- 住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。